

# Instagram を活用した広報業務 公募型プロポーザル実施要領

Instagram を活用した広報業務を委託するにあたり、次のとおり公募型プロポーザル（以下「本プロポーザル」という。）を実施する。

## 1 業務内容

### (1) 業務名

Instagram を活用した広報業務（以下「本業務」という。）

### (2) 業務の内容

別添仕様書のとおり

### (3) 委託期間

契約締結日から令和 8 年 3 月 31 日まで

### (4) 委託料の上限

10,000 千円（消費税及び地方消費税を含む。）

※消費税及び地方消費税の取扱いについて、原則として税率（10%）を適用するものとする。

## 2 参加資格

本プロポーザルに参加し提案書を提出する者は、次に掲げる全ての要件を満たす者であること。

- ア 仕様書に定める業務について、適正な執行体制を備え、十分な業務遂行能力を有すること。
- イ 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- ウ 徳島県物品購入等に係る指名停止等措置要綱に基づく指名停止又は指名回避の措置の対象となっていない者であること。
- エ 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更正手続開始、民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始又は破産法（平成 16 年法律第 75 号）に基づく破産の申立てをし、又は申立てがなされている者及びこれらの手続中である者でないこと。
- オ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）若しくは暴力団員（同条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）に該当すると認められる者又は暴力団及び暴力団員と密接な関係を有する者と認められる者でないこと。
- カ 徳島県暴力団排除措置要綱に基づく排除措置を受けていない者であること。
- キ 徳島県の県税（法人事業税・法人県民税等）、法人税、地方法人特別税、消費税及び地方消費税並びに延滞金等を滞納していない者であること。

ク 特定の政治活動又は宗教活動を目的とした法人、公序良俗に反する等適当でないと認められる者でないこと。

ケ 過去1年以内に国又は地方公共団体と締結した業務委託契約において、契約解除条項に基づく契約解除をされたことのない者であること。

### 3 プロポーザルの手続に係るスケジュール

項目	日程
実施要領等の配布	令和7年10月10日（金曜日）午後5時まで
参加表明書の提出	令和7年10月10日（金曜日）午後5時まで
質問の受付	令和7年10月10日（金曜日）午後5時まで
技術提案書の提出	令和7年10月20日（月曜日）午後5時まで
選定結果の通知・公表	令和7年10月下旬

### 4 実施要領等の配布

ア 配布期間

令和7年10月10日（金曜日）午後5時まで

イ 配布場所

徳島県ホームページにおいて無料で配布する。

### 5 参加表明手続等

参加表明書作成要領により作成すること。

(1) 参加表明書の提出

ア 提出書類

- ① 参加表明書（様式1）
- ② 誓約書（様式2）
- ③ 提案者の概要及び業務実績（様式3）
- ④ 技術協力事業者の概要及び業務実績（協力事業者がある場合のみ提出）（様式4）

イ 提出部数

1部

ウ 提出方法

持参、郵送又は宅配便により提出すること。なお、郵送の場合は書留郵便によること。

エ 提出先

〒770-8570 徳島県徳島市万代町1丁目1番地  
徳島県知事戦略局

オ 提出期限

令和7年10月10日（金曜日）午後5時まで

なお、郵送又は宅配便による場合は、同日午後5時までに到着したものに限り受け付ける。

(2) 技術提案書の提出者の選定方法等

- ア 技術提案書の提出者は、上記2の参加資格を満たしているか審査を行い、選定する。
- イ 選定されなかった者にはその旨を通知する。
- ウ その他、詳細については、参加表明書作成要領による。

## 6 質問の受付及び回答

本業務及び本プロポーザルに関して質問がある場合は、次の方法によること。

ア 受付期間

令和7年10月10日（金曜日）午後5時まで

イ 提出方法

質問書（質問様式）に記載の上、電子メールで提出すること。電子メール以外の方法によるものは受け付けない。

ウ 提出先

徳島県知事戦略局

メールアドレス [chijisenryakukyoku@pref.tokushima.lg.jp](mailto:chijisenryakukyoku@pref.tokushima.lg.jp)

エ 回答方法

競争上の地位、その他正当な利益を害するおそれのあるものを除き、随時徳島県ホームページ（<https://www.pref.tokushima.lg.jp/ippannokata/nyusatsu/>）上で公表する。

## 7 技術提案手続等

技術提案書作成要領により作成すること。なお、技術提案書等10部提出するもののうち5部は社名を記載しないこと。

(1) 技術提案書の提出

ア 提出書類

- ① 技術提案申込書（様式5）（A4版、1部）
- ② 技術提案書（任意様式）（A4版、10部）
- ③ 実施体制及び実施スケジュール（任意様式）（A4版、10部）
- ④ 従事予定技術者の資格、経歴及び手持ち業務の状況（様式6）（A4版、10部）
- ⑤ 見積内訳が明確にわかる参考見積書（任意様式）（A4版、10部）
- ⑥ 法人の場合は登記簿謄本（履歴事項全部証明書）…1部  
個人事業主の場合は開業届のコピー…1部
- ⑦ 損益計算書、貸借対照表等直前3年間の財務諸表類の写し…1部
- ⑧ 直近の納税証明書（国税・県税）…1部

イ 提出方法

持参（午前9時から午後5時まで（土日・祝を除く））又は郵送（書留郵便または宅配便で期限内に必着）により提出するとともに、メールにて電子データ（PDF形式）も提出すること。

ウ 提出期限

令和7年10月20日（月曜日）午後5時必着

エ 提出場所

〒770-8570 徳島県徳島市万代町1丁目1番地

徳島県知事戦略局

（電子データ提出メールアドレス [chijisenryakukyoku@pref.tokushima.lg.jp](mailto:chijisenryakukyoku@pref.tokushima.lg.jp)）

(2) 技術提案書の選定方法等

ア 選定委員会において、書類審査とプレゼンテーション審査を行い選定する。

イ プレゼンテーション審査の対象者には、日時及び場所を別途連絡する。

ウ プレゼンテーションの方法は提案者の任意とする。映像機器（プロジェクター等）を使用する場合については、スクリーン及びプロジェクターは徳島県で用意するが、パソコン等は提案者で用意すること。

エ プレゼンテーションを行う者は、1者あたり3名までとする。

オ プレゼンテーションの時間は、1提案者あたり最大25分（説明15分、質疑10分）までとする。

カ 提案者が1者であった場合は、その提案内容を選定委員会において評価した上で採否を決定する。

キ 評価項目及び評価基準は、別表のとおり。

ク その他、詳細については、技術提案書等作成要領による。

(3) 選定結果

ア 選定結果通知書により、選定審査の結果を通知するとともに、最優秀提案者の名称等を県のホームページにて公表する。ただし、審査の経緯については公表しない。

イ 選定結果に対する異議申し立ては受理しない。

## 8 契約

ア 選定委員会が審査の上特定した技術提案書の提出者（以下「最優秀提案者」という。）から見積書を提出させ、予定価格の範囲内で協議の上、契約を締結する。

イ 最優秀提案者との協議が不調に終わった場合は、次に総評価点が高かった技術提案書の提出者と契約協議を行い、所定の手続を進める。

## 9 その他

(1) 手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 契約書作成の要否

要

(3) 委託料の支払条件

本業務終了後に精算払いにより支払う。

- (4) 契約保証金  
免除する。

**10 担当部局・問合せ先**

〒770-8570 徳島県徳島市万代町1丁目1番地

徳島県知事戦略局

電話 088-621-2020

ファクシミリ 088-621-2820

電子メール [chijisenryakukyoku@pref.tokushima.lg.jp](mailto:chijisenryakukyoku@pref.tokushima.lg.jp)